

下記の業務について一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年6月6日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県総務部職員厚生課

電話番号 054-221-2024

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

総職第81号

(2) 業務名

福利厚生相談窓口総務事務労働者派遣業務

(3) 業務場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館3階

静岡県総務部職員厚生課（福利厚生相談窓口）

(4) 業務概要

福利厚生相談窓口業務（長期継続契約）

(5) 業務期間

令和7年7月1日から令和8年8月31日

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県的一般業務委託競争入札参加資格において、「総務事務」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（労働者派遣法）に定める労働者派遣事業者の許可を受けている者であること。
- (4) 県内に本社又は営業の拠点を有する者であること。
- (5) 令和3年度以降の官公庁等契約実績の個別契約の最大契約額が1,000万円以上であること。
- (6) 静岡県的一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和7年6月6日（金）から令和7年6月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年6月6日（金）から令和7年6月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

申請書及び入札説明書に記載の資料

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年6月25日（水）午前10時

(2) 入札の場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館7階第四会議室C

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

各年度ごとに設定した限度額の範囲内であることを条件として、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は静岡県総務部職員厚生課互助共済班（電話番号054-221-2024）とする。

(3) 本契約は令和7年7月1日から令和8年8月31日までの契約期間にかかわらず、令和8年度の歳入歳出予算において減額及び削除があった場合には、契約を変更又は解除することができる。

(4) 現場説明会は行わない。

(5) 詳細は入札説明書による。

(6) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(7) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。